

## I 揭示物での啓発

【保健委員会が作成した掲示】



【保健委員会と作成した手洗い手順】



【12月～1月 保健室前掲示】



## II 1月保健指導

(テーマ：感染症の予防について 全学年で実施)

### III 保健だよりで家庭への啓発

(11月 保健だより)

#### 【感染症と出席停止について】

これから季節、心配なのが感染症の流行です。学校保健安全法で定められている主な感染症と出席停止の期間をまとめました。

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
その他の感染症	溶連菌感染症
	伝染性紅斑
	マイコプラズマ感染症
	感染性胃腸炎

※出席停止や登校再開の際、診断書や治癒の証明書は必要ありません。